

第 2 1 章

司法及び警察

第 21 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成22年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、19万6667件で、前年に比べ1万23件(4.8%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が11万1672件(構成比56.8%)で、前年より7858件(6.6%)減、地方裁判所が7万6317件(構成比38.8%)で、前年より2496件(3.2%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が8678件(構成比4.4%)で、前年より331件(4.0%)増となっている。

なお、既済件数は1951件(1.0%)増の20万764件、未済件数は4097件(7.4%)減の5万1543件となっている。

刑事事件

平成22年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は10万9727件で、前年に比べ832件(0.8%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が7万4721件で、前年より745件(1.0%)増、地方裁判所が3万2541件で、前年より1306件(3.9%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が2465件で、前年より271件(9.9%)減となっている。

家事事件

平成22年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は4万8241件と前年に比べ701件(1.5%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が30.4%(1万4686件)、「相続放棄」が28.1%(1万3554件)、「精神障害者保護義務者選任等」が7.6%(3647件)、「改氏」が3.1%(1482件)となっており、この4事件で全体の69.2%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は1万91件で、前年に比べ538件(5.6%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が37.0%(3730件)、「子の監護処分」の21.0%(2116件)、以下、「婚姻費用分担」の12.1%(1216件)、「遺産分割」の8.1%(816件)となっている。

少年保護事件

平成22年中における少年保護事件の新受理人員は1万3256人で、前年に比べ1618人(10.9%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が4468人(構成比33.7%)、「道路交通法違反等」が3510人(同26.5%)、「業務上過

失致死傷等」が1948人(同14.7%)等となっている。

また、刑法犯は9126人(構成比68.8%)で、前年に比べ1119人(10.9%)の減、特別法犯は4029人(構成比30.4%)で、前年に比べ422人(9.5%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「暴行」が17人(17.9%)減となっており、「窃盗」が651人(12.7%)減、「横領」が74人(4.9%)減、「傷害」が25人(5.6%)増等となっている。

次に、平成22年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は440人で、前年に比べ65人(12.9%)の減となっており、退院者(仮退院を含む)は505人で、前年に比べ82人(19.4%)の減となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成22年中に取り扱った新受理件数は1337件で、前年に比べ43件(3.3%)の増となっている。

事件別にみると、「暴行・虐待」が264件(構成比19.7%)、「住居・生活の安全関係」が168件(同12.6%)等となっている。

刑法犯

平成22年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は16万4096件で、前年に比べ1万8441件(10.1%)の減、検挙件数は2万9841件(検挙地主義)で、前年に比べ5545件(15.7%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が13万28件で全体の79.2%を占め、次いで、粗暴犯が5594件(構成比3.4%)、知能犯が4569件(同2.8%)と、この3種で認知件数全体の85.4%を占めている。

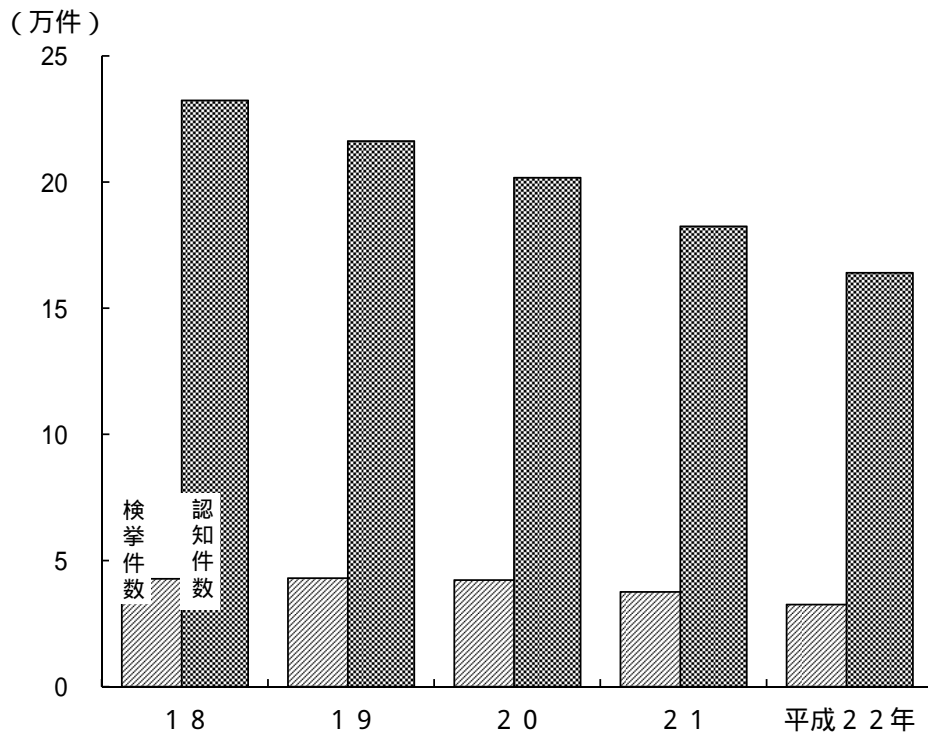
刑法犯少年検挙補導人員は8249人で、前年に比べ790人(8.7%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯(5165人)、その他(2180人)、粗暴犯(695人)の順となっている。

また、年齢別では、14才の1585人、13才の1488人、15才の1266人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

不良行為少年の補導人員は10万8367人で、前年に比べ2107人(2.0%)の増となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成 22 年)

